【長子配付】　　◆重要：１年間保管ください◆

令和８年６月１日

関市立桜ヶ丘中学校
保　護　者　様

関市教育委員会
関市立桜ヶ丘中学校

レベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報）以上
または暴風警報が発表された場合の措置について

レベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報）、または暴風警報が発表された場合、お子さんの登下校について次のように対応してください。よろしくお願いいたします。

１　関市にレベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報）、または暴風警報が発表された場合の休校及び登下校の原則　※レベル４以上の場合は休校

（１）　生徒が登校する以前に上記の警報が発表されている場合

① 警報が解除されるまで、家庭で待機する。
② 午前６時までに警報が解除された場合は、通常どおり登校する。
③ 午前６時から午前８時までの間に解除された場合は、解除後２時間を経てから授業を開始する。（給食あり）
④ 午前８時から午前１１時までに解除された場合は、午後から授業を開始する。（給食なし）。午後１時までに登校する。
⑤ 午前１１時を過ぎても解除されない場合は、休校とする。

②③④の場合において、道路や橋の損壊等で危険な場合、または自家の被害が大きい場合などは、登校の必要はありません。そのときは、学校へ連絡してください。

（２）　生徒が登校してから上記の警報が発表された場合

① 安全な場所で学校待機とする。
② 下校時刻までに警報が解除された場合は、通学路の安全を確認したのち、教員の巡回のもと、一斉下校。ただし、安全の確保ができない場合は、学校で待機させ、保護者への引き渡しを実施する。
③ 下校時刻になっても解除されない場合は、警報が解除になり、安全が確保されるまで学校で待機。また、状況により、可能な場合は、保護者への引き渡しを実施する。
④ いずれの場合も「すぐーる」等によって保護者に連絡する。

２　関市に大雪警報が発表された場合の休業及び登下校の原則

・大雪警報が発表された場合は、降雪の状況は地域差が大きいため、教育委員会と協議の上、登校あるいは待機、下校の措置となる場合がある。
・「すぐーる」等によって保護者に連絡する。

３　南海トラフ地震臨時情報が発表、または、震度５弱以上の地震が起こった場合の対応

・別紙「非常変災時（地震）における対応について」を参照。（年度当初配布変更なし）

※なお、通常の授業以外の学校行事等につきましては、実施場所や活動内容に応じて、教育委員会及び関係諸機関と協議の上、状況に応じた柔軟な対応をとる場合があります。あらかじめご了承いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。